

会 議 録

会議の名称	令和6年度第5回水道事業審議会
開催日時	令和7年1月24日（金） 午後 2時00分から 午後 3時36分まで
開催場所	本庄市都島浄水場 会議室
出席者	（委員）小林 猛委員、都丸 敦委員、富田 雅寿委員、 山田 康博委員、高橋 博志委員、宮部 孝夫委員、 柴崎 厚委員、池田 芳子委員、小磯 雄一郎委員、 下岡 忠敬委員、五十嵐 清美委員 （事務局）高柳上下水道部長、土屋水道課長、渡辺課長補佐、 山下課長補佐、小川課長補佐、大島主幹、木村主査、上田主査、 福地主任
欠席者	（委員）竹内 肇委員、宮部 洋伸委員
議題 （次第）	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議題 （審議事項） 第1号 本庄市水道事業基本計画の中間見直しについて 本庄市水道事業ビジョン（第5章）施策1、施策3～施策7 4. その他 5. 閉会
配付資料	（事前配付資料） 令和6年度第5回本庄市水道事業審議会次第 資料1 改訂「5－1 施策方針と取組方針」にSDGsの内容を追加 （当日配付資料） 資料2 施策ごとのSDGsの選定理由一覧 資料3 図5－2－5耐震化優先管路図
その他特記事項	審議会の協議により、発言者氏名は記載しないこととする。
主管課	上下水道部水道課

会 議 の 経 過

発言者	発言内容・決定事項等
事務局（課長）	皆様、こんにちは。本日は公私ともに大変お忙しい中、令和6年度第5回本庄市水道事業審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

	私は本日進行を務めさせていただきます土屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 これからの進行については、着座にて進めさせていただきます。御了承願います。 本日の会議時間でございますが、全体で1時間半程度を予定させていただいております。本日御審議いただきます案件が全て終了いたしますと、次回、投資財政計画を整えることが可能となりますので、よろしくお願いいたします。 また、本日は案件が多くございますので、予定の時間になりましたら、次回へ延期という形にさせていただく場合もございますので、あらかじめ御了承願います。 それでは、会議に入らせていただきますが、初めに、毎回資料送付が直前となってしまうと、今回の審議内容を考えますと、十分な時間を確保できておりませんことをお詫びさせていただきます。
	(配付資料の確認)
事務局（課長）	続きまして、本日の会議の成立について御報告をさせていただきます。 本庄市水道事業審議会条例第7条第2項では、審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定されてございます。本日御出席いただいております委員は、全13名中11名でございます。会議成立に必要な過半数に足りておりますことを御報告させていただきます。
事務局（課長）	それでは、これより次第に基づき進行をさせていただきます。 次第の2番、会長あいさつでございますが、会長より御挨拶をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	水道審議会にお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 若干の欠席の方がおりますが、もし到着になられたら混ざっていただき、皆さんと一緒に審議をさせていただきたいと思っております。 それでは開会いたしますが、よろしくお願いいたします。
事務局（課長）	ありがとうございました。 続きまして、次第の3番の議題に入らせていただきます。 発言につきましては、挙手の上お願いいたします。 本庄市水道事業審議会条例第6条第2項の規定によりまして、これよりの議事進行は会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。
会長	それでは、議事を進めます。委員の皆様には、会議のスムーズな運営に御協力をお願いいたします。 事務局に確認をします。本日の会議の傍聴希望者はおりますか。
事務局（課長補佐 兼浄水場係長）	本日の傍聴希望者はいらっしゃいません。
会長	では、審議事項の第1号、本庄市水道事業基本計画の中間見直しについて、

	本庄市水道事業ビジョン第5章、施策1、施策3～施策7の説明を事務局よりお願いいたします。 なお、質疑は各担当者の説明が終了したごとに行います。よろしくお願いいたします。
事務局(課長補佐 兼浄水場係長)	(資料に基づき説明)
会長	ただいまの事務局の説明で御質疑等ありましたら、挙手をもってお願いいたします。
〇〇委員	本庄市の水は、新しく追加されたPFOSはどのようなのですか。PFOSとPFASの数値は今のくらいですか。ゼロか、または何か兆候が見えるとか。
事務局(課長補佐 兼浄水場係長)	PFOS、PFOAの数値ということで、原水の13号井戸と浄水の2か所を年に1回、原水を年に2回取っています。今年は現時点では原水を1回取ってしまして、その数値が19ナノグラムとなっております。 浄水につきましては、堀田地区と宮内で取っておりまして、堀田のほうの数値が9ナノグラムとなっております。宮内のほうは5ナノグラム未満という数値となっております。暫定基準値は50ナノグラム以下です。
〇〇委員	高過ぎるというのも出ていますよね、50幾つは。
事務局(課長補佐 兼浄水場係長)	はい。本庄市の数値は以上となります。
〇〇委員	かなり下回っていますね。
事務局(課長補佐 兼浄水場係長)	はい。
〇〇委員	多分一番市民が知りがっていることなので。
事務局(課長補佐 兼浄水場係長)	先ほどのPFOS、PFOAの件に追加で、今後本庄水だよりの2月号にて、数値を載せているものを配布する予定となっております。 以上となります。
〇〇委員	19と言いましたよね。自然界にあるものではないのですよね、合成的につくったものですから。やはりある程度19がどこから来たのか、追及はできないでしょうけれども、考えられる可能性はあるのか。 東京などで出ているのは横田基地だとか、訓練で使う消火器、そこから出ているそうです。だから、本庄にはそんなものはないのに19も出てくるのは、やはり何かそのようなものを使っている化学工場がどこかにあるのですかね。調べたことはございますか。
事務局(課長補佐 兼浄水場係長)	PFOS、PFASの出どころということですがけれども、おそらく本庄市で調べたことはないと思います。
〇〇委員	もし急に30、40になったら困りますから、本来あるべきではないものが19出てきたということは、その周囲に何かある可能性がありますので。十分注

	意してやっていただかないと、市民の安全に直結しますので、よろしくお願いします。
事務局（課長補佐兼浄水場係長）	現在行っているのは、浄水で2か所、原水で1か所ですけども、今後も状況によっては検査数、件数を増やすというようなことも考えておりますので、状況を見ながら進めていきたいと考えております。
会長	〇〇委員、よろしいですか。 ほかに委員の皆様から何かございますか。
委員	（「なし」）
会長	なければ、次の説明をお願いいたします。
事務局（課長補佐兼工務係長）	（資料に基づき説明）
会長	ただいま事務局から施策3につきまして説明をいただきましたが、委員の皆様からの質問をお受けしたいと思います。 何か質問ございませんか。
〇〇委員	2点お願いいたします。 以前、違うところで給水車を増やしたほうがいいのではないかというお話をしたことがあるのですが、増やしたのでしょうか。1台、2台しかないという状況、その辺りを一番市民が気にしていると思います。深谷市、伊勢崎市と連携を取ったといっても、そこに何十台もあるわけではないので、自分のところに何台の給水車があるのかお答えください。 それと2点目、8ページの表の5－2－6、施策における成果指標、目標値2023年 58.3、2029年 100と書いてあるけれども、この飲料水の備蓄達成率というのは、市で買っておく量ですか、それとも、民間の皆様が各自で持っていて、2029年には100になるという、どちらなのか分からない。この表が、何を求めているのか。 市でこれだけ100%全員分用意するのか、こちらは各自用意してくれと書いてあるけれども、各自用意してここまで持っていくのか。持ってくるなら民間に、市民にどういう啓発をするのか、そこが書いていないので、お答えをお願いします。
事務局（課長補佐兼工務係長）	まず初めの給水車の台数でございますが、市で保有している台数は1台となっております。このほかに増設というところもございますが、現在今すぐに増設するという計画はない状況です。 ただ、現在、料金収納窓口業務を委託しております日本ウォーターテックス（株）という会社と、災害時の協定を結ばせていただいております。万が一災害があった場合には、その会社で保有する給水車の応援をしていただけるということにもなっております。 ですので、全体的になった場合にはなかなか難しい部分もあるかと思いますが、一部本庄市でといった場合には、そういった対応をしていただけるよ

	うな状況となっております。 続いて、8 ページの飲料水袋の備蓄数の達成率でございますが、まずこちらにつきましては、本庄市が現在保有している数、計画数に対しまして、それを超える数を購入したという状況となっております。 先ほど市民の方に啓発をしていきますというお話をしましたが、こちらはまた別途お願いするようなものを提案させていただきたいと思っております。 ですので、こちらのこの表記につきましても、より具体的に分かるように少し見直しをさせていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上となります。
〇〇委員	ありがとうございます。 給水車に関しては、本庄だけ地震が起きる、本庄だけ水害が起きるということはないと思うので、ほかを当てにするのはよくないと思います。ぜひ旧本庄地区に1台、旧児玉地区に1台でもいいですから、とにかくそうやってあるよということで、市民へ安心感を。この1台の給水車がここまでいつも出てくるよなど。フロントに出てきてこうやって市民啓発しているのに1台しかないのかというのはあると思うので、そこは議会に出していただいて結構ですから、ぜひ追加していただくのがいいと思います。 それから、先ほどのこの表ですね。おっしゃっていただきましたように、市で用意するものというものが分かるような文面をぜひ載せていただきたいと思います。それと別途、市民の皆様も御用意くださいという啓発をもっともったほうがいいと思うので、よろしくお願いします。
事務局（課長補佐兼工務係長）	給水車につきましては、応急給水計画というものを策定していきたいと考えております。今後、災害が発生した場合には、どのような応急給水の体制が必要かというところを計画として盛り込みたいと考えておりますので、この中で給水車の保有台数等も踏まえて、検討を進めさせていただきたいと考えております。 また、給水袋の表記の方法につきましては、分かりやすい表記に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上となります。
会長	〇〇委員、よろしいですか。 ほかに。 〇〇委員、ありますか。どうぞ。
〇〇委員	要望というか意見ですけれども、7 ページのところの3－4で、防災啓発の発信ということで、水だより13号を配られたということで、いいなと思います。ただ、私も含め、ふだん配られても大体みんな、ああ、そうかぐらいで気にもしないことが多いと思うので、あつてはいけないうけれども、ど

	こかで何か災害があったときに、タイムリーに配るといって、皆さん意識が高まっていると思うので、今後あまり災害は起きてほしくないですけども、もしどこかで起きたときに、そのときに配ると効果的かと思うので、そういったふうに取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。
事務局（課長補佐兼工務係長）	〇〇委員のおっしゃるとおりでして、なるべく数多くいろいろと発信をしていきたいと考えております。 その発信する方法につきましても、いろいろ工夫を重ねて、例えばチラシで全戸配布するというのを、この水だよりでさせていただいております。 そのほか、ホームページなどでも、何か分かりやすいような形で、周知のほうをしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上となります。
会長	〇〇委員、よろしいですか。 〇〇委員、お願いいたします。
〇〇委員	民間の意見ですけども、給水車は、多分普段使い道があまりないと思います。それであれば、1トンの組立てコンテナを、例えば3基持って、3トン車で積みめば、給水車と同じ役割をするわけです。 ですから、そちらの1トンならフォークリフトで簡単に上げられますので、そちらを優先して、もし災害が起きたときは運送会社へ頼んで、それを積み卸しするだけで、給水車は要らないと思います。 むしろ、1トンのタンクをたくさん用意しておいたほうが、場所を取らなくていいし、有効に使えるので。フォークリフトか何かがあればそのまま置いてきてもいい。 そういう発想のほうが無駄なく使えるし、給水車は高いですから。うちはソースを売る場合、いわゆるソースタンクをつけちゃうと、もうそれっきり使えないです。それに対して、1トンならば、5トン車だったら5個積みめますから、そちらのほうがはるかに、どんな車でも行けますし、いいと思いますので、発想を豊かに持ったほうがいいと思います。民間の知恵ということで。
事務局（課長補佐兼工務係長）	先ほどの資料の、5ページの下の応急対策の拡充というところの、能登での作業の状況ですが、こちらの状況を私たちは作業に参加いたしまして見てきております。 ここにある作業をしている仮設水槽が、先ほど〇〇委員がおっしゃっておられました1トンの水が入る容器となっております。こういったものを必要とする避難所等に配置をして、そこから水を提供しているという状況が見られました。 ここへ直接給水車が何度も往復をしてというやり方を見てきております

	ので、先ほど〇〇委員のほうのお話からもありましたが、必要な応急給水をどのようにするかというところを考えつつ、給水車の必要台数と仮設水槽の数、この辺りをしっかりと計画していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 説明は以上となります。
会長	〇〇委員、よろしいですか。 ほかに委員から何か御質問ございませんか。 副会長。
副会長	私のほうから御質問４点ほどございます。 まず、５ページの３－１の危機管理マニュアルの運用のところ、各種マニュアルを策定していただいているということですがけれども、いろいろな事業体で危機管理マニュアルはつくっていて、震災時の対応マニュアルというのを整備されています。広域的な災害になったときに、ほかの事業体からの応援活動というのが入ってきますけれども、そういった場合の受援の、援助を受ける側のマニュアル、例えばどこのところに入ってもらうだとか、どこのところに資機材を置くだとか、そういったマニュアルが整備されていないところが結構あります。その辺りの整備をされているかどうか、もし整備されていないとしたら整備していただきたいということが１点です。 それから２点目が、同じページの３－２の応援対策の拡充のところの書き方、１行目ですがけれども、能登半島地震では１６市町で１１万戸の断水と記載があります。これは石川県の話だと思いますけれども、一般的にはこの能登半島地震では、よく新潟や富山とかを含めて、６県３８事業体で１３万、最大で１３万６,０００戸の断水というふうに言っています。ここを石川県に絞った何か意図的なものがあるのかどうか２点目です。 それと、応急対策の充実のところ、いろいろな管路情報などは、本庄市もマッピングシステムを活用されていると思います。マッピングシステムは停電になったりすると全く使えなくなるので、並行して紙ベースの管理図面ですとか、あと定期的な更新をしていかなければいけないので、その辺りの更新状況を確認させていただきたいです。 あと、先ほどと少し重複しますがけれども、８ページのところの表の５－２－７の仮設水槽についてです。仮設水槽は先ほど事務局にお答えいただいたように、避難所ですとか、拠点の医療機関とかに設置しますと、そこで拠点給水を行うことによって、限られた台数の給水車、これを効率的に運用できるので、ぜひそういった仮設水槽の備えをしていただきたいです。けれども、なかなか市だけというのも難しいと思うので、これは県の防災部署、市町村会などを通じて、県のほうにも働きかけをして、県単位として一定の備蓄をするような形の働きかけをお願いしたいと、これは意見というか、要望でございます。

	以上です。
事務局（課長補佐兼工務係長）	まず初めの受援マニュアルにつきましては、こちら先ほど御説明させていただいた応急給水計画の策定の中で、受援マニュアルを策定することを考えておりますので、この中で整備をさせていただきたいと考えております。 それと、能登半島地震の被害状況でございますが、こちらの数値につきましては、全体でという形での考えもありました。こちらについては、一番私たちが活動してきたところが石川県の輪島市でありましたので、そちらのほうを表記させていただいたという形ですが、被害状況等の表示につきましても、少し見直しをさせていただければと考えております。 それと、マッピングの状況は、いわゆる水道管網をパソコンの中に台帳として整理したものを、マッピングという形で市としては使っております。こちらにつきましては、工事した記録を翌年度更新する作業を行っておりまして、毎年更新を進めているという状況になっております。 更新したデータにつきましては、何年かに1回紙ベースのものを印刷して、やはり停電時に使えるような状態を確保しようと考えております。 このほか、台帳につきましては、公開型のGISということで、皆さんのスマートフォンですとか、パソコンからも図面が見られるように御提供をさせていただいています。こちら更新をしながら使えるようにしておりますので、万が一の際は、こういったものでも、職員等が持っているスマホで電池さえあれば見られるような状況を複数カバーしていこうと考えております。 それと、仮設水槽の整備につきましては、本庄市だけでということで考えますと、応急給水計画の中で必要数を考えていきたいと考えております。そのほかに、日本水道協会の県北ブロックの会議の中でも、これは市のほうから、例えば給水袋を配布するような事業もしていただいておりますけれども、仮設水槽をある一定のエリアで備蓄するような形を取ったかどうかという提案もさせていただいております。 ですので、そういったものも含めて、県全体でも備蓄して、各事業体でも備蓄するような流れをこちらからも働きかけていきたいと考えておりますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。 以上となります。
副会長	ありがとうございます。 マッピングについては、ペーパーレスの時代に逆行するかもしれませんが、どうしても災害時に受援事業体が入ったときに、どうしてもデジタルデータだけだと、そのツールがないとなかなか見られないというがあるので、ぜひ紙ベースでも備えていただきたいと思います。 それから、仮設水槽については、日水協と一緒に協力してやっていきたいと思っています。

事務局（課長補佐兼工務係長）	貴重な御意見をどうもありがとうございます。ぜひ私たちも頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
会長	よろしいですか。 ほかに委員の皆様から何か御質疑等ございませんか。よろしいですか。 私からの注文的なお話を1つ、6ページの第二浄水場応急給水栓というのが、壁紙か漫画のような、汚れのような写真になっていて、この意味がよく分からない。部分的に拡大したものを付け加えるか、別の写真に取り替えてはどうですか。印刷の前にチェックができたかと思えますけれども、この漫画か汚れのような感じでない、応急給水栓がそれらしくはっきりと分かるようなものを我々委員に提示していただければ、この1つのことにおいて注文ですけれども、今後においての宿題としていかがですか。
事務局（課長補佐兼工務係長）	確かに少し分かりづらい写真となっておりますので、こちらにつきましては、より鮮明に応急給水栓が分かるような写真に差し替えをさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	ほかにございませんか。よろしいですか。 それでは、次の施策4の説明をお願いいたします。
事務局（課長補佐兼浄水場係長）	（資料に基づき説明）
会長	ただいまの施策4の説明につきまして、委員の皆様から何か御質疑等ございますか。 いかがですか。ありませんか。 なければ私から1つ、前にも一度お話しさせてもらったことがありますけれども、例えば9ページの揚水試験による井戸能力の確認。背景も分かるように、黒板の中身も理解できるような写真といいますか、業者が撮ったものかと思えますけれども、これは10ページもそうです。漏水箇所の修繕において、漏水箇所の修繕しているところは見えますけれども、黒板の中身はよく分からない。 この辺りは事務局から指定工事店といいますか、業者に対しての指導をもう少ししていただきたいと、以前に私からも注文としてお話しさせてもらっておりますけれども、直っていないです。なぜ直さないか、そこまで聞きませんけれども、今後において写真でも分かるようなものを資料に載せていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、施策5につきまして説明をお願いいたします。
事務局（主幹）	（資料に基づき説明）
会長	ただいまの事務局より施策5について説明がありましたが、委員の皆様から何か御質問等ございますか。 副会長。
副会長	何点か御質問というか、意見をさせていただければと思います。

	5－3の広域連携、今後管理の一体化ですとか、そういったところの広域連携の推進ということで掲げていただいていますけれども、広域連携、事業統合などを考えた場合には、やはりそれぞれの水道事業の可視化というのが重要になると思います。 広く市民の方にも事業がどういう状況になっているかという可視化が必要ですが、広域連携をいろいろな近隣の事業体と考えていくときに、その事業体の事業環境がどうなっているかという可視化が非常に重要になると思います。 例えば経営の関係の可視化ですとか、施設がどうなっているのか、そういったものの可視化が必要になってくると思いますので、ぜひ事業の可視化という視点を持っていただきたいと思います。 今、国の総務省、デジタル行政局、国交省などがそのような可視化について、共通のダッシュボードをつくって、今年6月ぐらいをめどに標準化をしようという動きがありますので、そういったものを活用していけば、可視化がしやすくなるかと思っていますので、ぜひ御検討いただければと思います。 例えば本庄市だけでそういったシステムを構築していくとなると、これについてもかなり費用的なものがかかりますので、共同化というのは非常にいいと思います。 その場合に、やはり業務の仕事の進め方というのがある程度標準化していないと、なかなかそういうところがうまくいきませんので、ぜひそういった共同化ですとか、広域連携を考えるとときには、可能な限り標準化できる業務については標準化したほうが、共同化などが進みやすくなると思います。 あと、スマートメーターでもそうですけれども、メーターだけ取り替えても全然駄目なので、そこを受けるデータセンターというのがまた必要になってきます。データセンターの構築ですとか、ランニングコストもかかるので、ぜひそういったところも広域連携化して、DXを進めていくには、単体の市だけで頑張るのではなく、広域的な視点をもって進めていくのがいいかと思っています。 以上です。
事務局（主幹）	事業の可視化につきましては、先ほど申し上げました事務研究会のほうでも、こういった、例えば、どこに運転監視を委託しているか、こういった企業会計システムを使っているか、窓口業務をどこに委託しているか等を個々にアンケート取りまして、こういったものをなるべく共同化できるのではないかとこのところで検討を進めている最中でございます。 また、システム等につきましては、その事務研究会の際に埼玉県のほうからお話をいただきまして、水道情報活用システムというのがあるということです。こちらの方についても研究を進めてまいりたいと考えており

	ます。 その他標準化等についても、同じように考えておりますので、勉強していきたいと考えております。 スマートメーターにつきましては、何件かのメーター業者からお話を伺いまして、データセンター等はメーターの業者でやっているというところもありますし、単純に数値がファクス等で送られてくるというような仕組みもあるということで、その辺りについてもどういう方法がいいのかというところを今後研究していきまして、効率化のためにスマートメーターの導入ということを考えていきたいと考えております。
会長	よろしいですか。 ほかに委員の皆様から何か御質疑等ございませんか。
〇〇委員	前回休んだりしているので、もしかしたら説明があったかもしれないですけども、13ページの表5－2－11の料金回収率、それから有収率について、前回の「現行」では目標値でした。今回、2023年が実績値になっていますが、料金回収率、有収率ともに目標値をかなり下回っている状況は、何か理由があるのでしょうか。教えていただけますか。
事務局（主幹）	2023年、令和5年の決算の数値が出まして、こちらは純利益も減少したりしているというところで、費用のほうが大分高騰し、特に電気料金等の高騰がございましたので、経常収支比率や料金回収率のほうも減少してしまい、料金回収率につきましては100%を切ってしまったという状況になっております。 令和6年度の予算につきましても、予算上赤字で組んでいる状況でございますので、令和6年度につきましても、このあたりの数値については、悪化が見込まれる状況となっております。 そのために料金改定を行って、こちらの経常収支比率、料金回収率につきましては、良化させるということになりますので、令和7年度以降は目標値を上回る状況に戻ると考えております。 以上です。
会長	〇〇委員、よろしいですか。 ほかにございませんか。 では私から、今の説明の中に、料金回収率が落ちたから料金を改定というふうにも聞こえる部分があったのですが、その説明はあまりありがたくない、私は間違った説明ではないかなと。 気をつけていただきたいなと思うのですが、どうして料金回収率が落ちたのか。その辺りにおいてはこういうふうに努力しましたと、改善するためにはこういうふうにしていけばこうだとか、その辺りの説明を付け加えていただければ、我々委員及び市民も安心して生活ができるのではないかなと。

	回収率が落ちたから料金改定を始めたというような言い方に聞こえた部分があったので、その辺りの説明は今後気をつけてもらわないとまずいなど。私から注意しておきますけれども、そこをもう一度お願いしたいと思います。
事務局（主幹）	こちらのほう、確かにそういうふうに聞こえてしまったのは申し訳ございませんでした。指標の計算方法において、営業収益や供給単価につきましては、料金そのものの収入の部分が反映しますので、結果として、経常収支比率、料金回収率が良化するというところで考えていただくということがよろしいかと思います。申し訳ございませんでした。
会長	努力の姿が我々は見たいというのも欲の中に働いているといえますか。今後においてはそういうことも感じられるような説明、答弁を心がけていただきたいと思います。 ほかに委員の皆様から何かございませんか。 なければ施策６番の説明をお願いしたいと思います。
事務局（課長補佐兼業務係長）	（資料に基づき説明）
会長	ただいま施策６の説明がありましたが、委員の皆様から何か御質疑等ございませんか。
〇〇委員	１５ページの最後の説明の表５－２－１３の電子申請利用件数ですが、２０２３の７５３、４倍になっていますが、全体のうちに占める割合、申請数に対して占める割合はどのくらいですか。
事務局（課長補佐兼業務係長）	全体の件数が今すぐには出ないので、お調べしてこの会議のうちにはお答えできると思います。内訳といたしますと、７５３のうち開始届が３７７件、休止届が３７６件ということで、開始届と休止届が同じような件数となっております。
会長	〇〇委員、いかがですか。よろしいですか。 ほかに御質疑等ございませんか。 では、施策の７の説明をお願いいたします。
事務局（課長補佐兼工務係長）	（資料に基づき説明）
会長	ただいまの施策７の説明につきまして、委員の皆様から何か御質問等ございますか。
副会長	説明ありがとうございます。１点だけ。 ７－１の官民連携の推進、ぜひ推進していただきたいと思います。 非常に細かい話で恐縮ですが、文章の下から２行目の、本市では、「管路を対象としたＤＢ方式（老朽化対策）」、その下の行で、「第二浄水場と都島浄水場を対象としたＤＢＯ方式（強靱化）」と括弧書きで書いてあります。例えば、本市では、老朽化対策として管路を対象としたＤＢ方式、そ

	れから、強靱化として第二浄水場と都島浄水場を対象としたDBO方式ということで、括弧書きではなくて文書のほうが分かりやすいのではないかと思いますので、細かい話で恐縮ですけれども、御検討いただければと思います。
事務局（課長補佐兼工務係長）	確かにおっしゃっていただいたとおり、文章化することで、より強調した説明ができると考えておりますので、ぜひこのように訂正をさせていただきますと思います。ありがとうございます。
会長	副会長、よろしいですか。 ほかに委員の皆様から何かございますか。
事務局（課長補佐兼業務係長）	先ほど、施策6の〇〇委員のお答えにつきまして、確認ができましたので、今申し上げてよろしいでしょうか。 先ほどの電子申請の件数の割合について、令和5年度の件数ですけれども、全部で8,336件ありまして、そのうちの753件が電子申請の件数となっております。 計算しますと、9%が電子申請の数となっております。 以上です。お待たせして申し訳ありませんでした。
会長	よろしいですか。 ほかに施策7についてはございませんか。
委員	（「なし」）
会長	御質疑がないようですので、議題について終了いたします。 以上で本日の議題は全て終了いたしました。 議事進行への御協力ありがとうございました。 それでは、進行を事務局へ戻します。
事務局（課長）	会長、どうもありがとうございました。 先ほど施策5の件で、指標が下がっていることに対する回答に足りない部分があったことをおわび申し上げたいと思います。 この数値が下がったというのは、理由とすると、漏水が多いという現状がございまして、やはり有収率というのはそれが原因で下がってしまっていると考えております。有収率を上げる努力としては、漏水が多く発生している管路についての更新をなるべく優先して進めていくことを考えております。今年度も補正予算を組ませていただいて、そういったものを行う努力を行ってきております。 また、料金回収率につきましては、どうしても漏水などによって余計な経費がかかってしまうために、供給単価に対しまして、給水原価が上がったことによって率が下がってしまったということにもつながっているものと考えております。まず、この辺りの数値を上げるためには、老朽管の更新を行っていくことが大事かと思い、それを進めていくよう考えておりますので、この場を借りて、追加で御説明させていただきました。

事務局（課長）	続きまして次第の４番、その他でございます。 今回の審議会につきましては、２月１９日水曜日を予定しております。 前回の会議のときから変わっておりますので、御注意のほどお願いいたします。 審議会の開催場所につきましては、本日と同様、都島浄水場で、午後２時からを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 事務局からの連絡事項は以上となりますが、皆様から何かございますか。
委員	（「なし」）
事務局（課長）	それでは、ないようですので、次第の５番、閉会に移らせていただきます。 閉会に当たりまして、副会長より御挨拶をお願いできればと存じます。よろしくをお願いいたします。
副会長	委員の皆様、それから事務局、どうもお疲れさまでした。 本日は本庄市水道事業ビジョンの第５章、施策１の水質管理と施策３の危機管理体制の強化から、新たな手法までの審議をいたしました。 委員の皆様からも、いろいろ活発な御意見、御議論されたと思います。 委員の方の指摘ですとか、意見を踏まえて、引き続き取り組んでいただければと思います。 本日はお疲れさまでした。
事務局（課長）	ありがとうございました。 では、お帰りの際はどうぞお気をつけてお帰りください。 本日はどうもありがとうございました。

会 長 小 林 猛